

# **博物館の原則 博物館関係者の行動規範**

**平成 24 (2012) 年 7 月**

**財団法人 日本博物館協会**

## はじめに

日本博物館協会は、このたび、「博物館の原則」及び「博物館関係者の行動規範」を制定し、広く社会に公表することとしました。

現在、我が国には4,000以上の博物館施設が存在していますが、近年の博物館を取り巻く社会的環境は、厳しさを増すとともに著しく変化しています。

一方、博物館を巡る厳しい状況と運営や活動の変化のなかで、博物館は、生涯学習社会の進展や国民の知的要求に積極的に応えていくことが従来にも増して求められています。

こうした博物館を巡る状況の変化に適切に対応しつつ、博物館がその本来の目的や機能を果たし、公益性を確保していくためには、改めて、博物館の運営や活動の主な担い手である学芸員をはじめとする博物館関係者がその職務を遂行していく上で、拠り所として共有できる行動の指針が求められています。 I C O M (国際博物館会議) や欧米諸国では、その重要性が認識され、既に博物館に関する倫理規程の制定という姿で先行していますが、日本では、共通する倫理規程は定められていません。

こうした現状を踏まえ、日本博物館協会は、これまでに実施してきた調査研究の成果を基に、全ての博物館に共通する社会的機能の在るべき姿を示す「博物館の原則」と、その原則を踏まえて、日々の運営に携わる学芸員をはじめとする関係者が共有すべき倫理的な基本事項として「博物館関係者の行動規範」を制定しました。

つきましては、今回制定した「博物館の原則」と「博物館関係者の行動規範」を、博物館の設置・運営に当たっての基本的な拠り所としてご理解いただき、それぞれの設置者、運営組織の個別事情等を勘案しつつ、より実態に即した規範、あるいは規程として整備されることが望まれます。なお、ここに示した原則と行動規範は、文部科学省が定めた、博物館の組織基準ともいえる「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」と一対をなすものとして位置づけられ、両者を有効に活用することで、より実態的な博物館の在るべき姿の実現に向けて、効果的な成果を上げることが期待できます。

最後に、日本博物館協会として「博物館の原則」及び「博物館関係者の行動規範」を制定するに際し、これまでの調査研究にご尽力いただいた委員の皆様をはじめ関係者の方々に感謝申し上げますとともに、今回制定した「博物館の原則」が日本における博物館憲章的な役割を果たすとともに、「博物館関係者の行動規範」が各施設・組織における実体的な規範・規程を制定する上での拠り所として活用されることを切に期待しております。

平成24(2012)年7月1日  
財団法人 日本博物館協会

# 博物館の原則

財団法人 日本博物館協会

平成24(2012)年7月1日 制定

---

博物館は、公益を目的とする機関として、次の原則に従い活動する。

1. 博物館は、学術と文化の継承・発展・創造と教育普及を通じ、人類と社会に貢献する。
  2. 博物館は、人類共通の財産である資料及び資料にかかわる環境の多面的価値を尊重する。
  3. 博物館は、設置目的や使命を達成するため、人的、物的、財源的な基盤を確保する。
  4. 博物館は、使命に基づく方針と目標を定めて活動し、成果を評価し、改善を図る。
  5. 博物館は、体系的にコレクションを形成し、良好な状態で次世代に引き継ぐ。
  6. 博物館は、調査研究に裏付けられた活動によって、社会から信頼を得る。
  7. 博物館は、展示や教育普及を通じ、新たな価値を創造する。
  8. 博物館は、その活動の充実・発展のため、専門的力量の向上に努める。
  9. 博物館は、関連機関や地域と連携・協力して、総合的な力を高める。
  10. 博物館は、関連する法規や規範、倫理を理解し、遵守する。
- 

## 博物館の原則

- 1 本原則でいう「博物館」とは、博物館法及び ICOM (国際博物館会議) による博物館の定義を準用し、「博物館」、「美術館」、「郷土館」、「文学館」、「科学館」、「植物園」、「動物園」、「水族館」等のあらゆる館種を含む施設を対象とする。
- 2 本原則で示した1～10の項目は、それぞれ「博物館関係者の行動規範」で示す1～10の項目に対応し、その行動規範の前提となる原則を述べている。
- 3 本原則で示した事項の内容は、「博物館法」、ICOM (国際博物館会議) の「ICOM職業倫理規程」、及び文部科学省の「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」に定められた理念を反映している。

# 博物館関係者の行動規範

財団法人 日本博物館協会

平成24(2012)年7月1日 制定

## 趣旨

博物館は、人類共有の財産である貴重な資料を分かち合い、文化を継承、創造していく機関である。博物館は、過去と現在と未来をつなぐことで、豊かな感性と知性にあふれる力ある社会を築くことに貢献する。このような博物館の公益性を高めるために、博物館に携わる者が尊重すべき拠りどころとして、博物館関係者の行動規範を示す。

## 対象

ここでいう「博物館」は、博物館法及び ICOM（国際博物館会議）による博物館の定義を準用し、「博物館」、「美術館」、「郷土館」、「文学館」、「科学館」、「植物園」、「動物園」、「水族館」等のあらゆる館種を含む。

ここでいう「博物館関係者」は、設置者を構成する者、博物館の職員、ボランティア、インターン等の博物館に携わるすべての者を表す。

## 活用

博物館は、その設置の形態、沿革、使命・方針、資料や展示の内容、規模等が異なり、活動状況は多様である。この行動規範は、館種及び各博物館に通じる共通の原則として、各博物館における取組、課題解決の指針となるものである。この行動規範を手がかりに、各博物館は、関係法規及び ICOM倫理規程や館種別、職種別に定められた倫理規程、その他の実務基準を参照することが求められる。

※「博物館の原則」「博物館関係者の行動規範」は、下記日本博物館協会のウェブサイトからダウンロードすることができます（PDF版）。

<http://www.j-muse.or.jp/>

# 博物館関係者の行動規範

財団法人 日本博物館協会

平成24(2012)年7月1日 制定

## 行動規範1. 貢献

博物館に携わる者は、博物館の公益性と未来への責任を自覚して、学術と文化の継承・発展・創造のために活動する。

## 行動規範2. 尊重

博物館に携わる者は、資料の多面的な価値を尊重し、敬意をもって扱い、資料にかかわる人々の多様な価値観と権利に配慮して活動する。

## 行動規範3. 設置

博物館の設置者は、博物館が使命を達成し、公益性を高めるよう、財源確保、人的措置、施設整備等の活動の基盤の確保に努める。また、博物館にかかわる人と収蔵品の安全確保を図る。

## 行動規範4. 経営

博物館に携わる者は、博物館の使命や方針・目標を理解し、目標達成のために最大限の努力を行い、評価と改善に参画する。博物館の経営者は、経営資源を最大限に活かし、透明性を保ち、安定した経営を行うことで公益の増進に貢献する。

## 行動規範5. 収集・保存

博物館に携わる者は、資料を過去から現在、未来へ橋渡しをすることを社会から託された責務と自覚し、収集・保存に取組む。博物館の定める方針や計画に従い、正当な手続きによって、体系的にコレクションを形成する。

## **行動規範6．調査研究**

博物館に携わる者は、博物館の方針に基づき、調査研究を行い、その成果を活動に反映し、博物館への信頼を得る。また、調査研究の成果を積極的に公表し、学術的な貢献を行うよう努める。

## **行動規範7．展示・教育普及**

博物館に携わる者は、博物館が蓄積した資料や情報を人類共有の財産として、展示や教育普及活動など様々な機会を捉えて、広く人々と分かち合い、新たな価値の創造に努める。

## **行動規範8．研鑽**

博物館に携わる者は、教育・研修等を通じて、専門的な知識や能力、技術の向上に努め、業務の遂行において最善を尽くす。また、自らの知識や経験、培った技能を関係者と共有し、相互に評価して博物館活動を高めて行く。

## **行動規範9．発信・連携**

博物館に携わる者は、人々や地域社会に働きかけ、他の機関等と対話・連携して、博物館の総合力を高める。

## **行動規範10．自律**

博物館に携わる者は、「博物館の原則」と「博物館関係者の行動規範」に基づき活動する。関連法規を理解し、遵守するとともに、 ICOM（国際博物館会議）の倫理規程や関連する学問分野の倫理や規範を尊重する。予期しない事態についても、自らの規範に照らして真摯に検討し、関係者とともに解決を図る。

## 行動規範1. 貢献

博物館に携わる者は、博物館の公益性と未来への責任を自覚して、学術と文化の継承・発展・創造のために活動する。

キーワード：博物館の公益性／未来への責任

前提となる認識：「博物館の原則」で、博物館は公益を目的とする機関であるとした。この前提のもとで博物館の原則1に掲げたように、博物館は、学術と文化の継承・発展・創造と教育普及を通し、人類と社会に貢献する。博物館は、利用したいと思う、あるいは利用の可能性がある様々な人々に対して開かれた場所である。また、同時に将来の利用者に対する責務を有する。

【解説】\*\*\*\*\*

### 博物館の公益性

博物館は、不特定多数の人の利益の増進に寄与する機関である。当事者、関係者を中心としつつ、広く社会に開かれた人類社会に貢献する使命を負っている。このことにおいて国立、公立、私立といった設置者の違いはない。

博物館が不特定多数の人に広く開かれた機関であるために、利用の可能性を最大限に確保する必要がある。そのためには利用が想定される人ができるだけ快適に利用できる条件を整備すべきである。個々の博物館の実態に即し、効果的な取組から始めることが望まれる。人々による利用の可能性を広げることが、学術の普及、文化の継承の前提条件となる。

### 《参照》

#### ・科学者の行動規範（日本学術会議）

「(科学者の責任) 1 科学者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。」

### 《参考文献》

- 文部科学省委託『誰にもやさしい博物館づくり』シリーズ3、4、5（日本博物館協会、平成17年）
- 文部科学省委託『誰にもやさしい博物館づくり』シリーズ6、7、8（日本博物館協会、平成18年）
- 文部科学省委託『誰にもやさしい博物館づくり』シリーズ9、10、11、12（日本博物館協会、平成19年）

### 未来への責任

博物館は、過去と現在と未来をつなぐ機関である。現在の利用者だけでなく将来の利用者に対する責務を有する。将来にわたって活用できるよう良好な状態で資料を次世代に引き継がなければならない。そのために資料の活用と将来に向けた保存の折り合いをつけることが常に求められる。

## 行動規範 2. 尊重

博物館に携わる者は、資料の多面的な価値を尊重し、敬意をもって扱い、資料にかかわる人々の多様な価値観と権利に配慮して活動する。

キーワード：敬意／資料にかかわる人々／多様な価値観

前提となる認識：博物館の原則2に掲げたように、博物館は、人類共通の財産である資料及び資料にかかる環境の多面的価値を尊重する。博物館の所蔵資料やそれにかかる自然環境・歴史的環境は、人類にとって価値があり、人類共通の財産として捉えて次世代に継承する必要がある。また、資料にかかる人々の権利や人権に十分な配慮をする必要がある。

敬意

資料に対する敬意をもち愛情を抱かなければ資料を適切に扱うことはできない。敬意や愛情は、その資料の持つ価値を理解することから生ずる。価値があると思えるからこそ資料を大切に取り扱うのである。

## ・文化財

- 「1、文化財への敬意 文化財保存修復学会会員は、文化財が人類の貴重な遺産であることを認識し、文化財への敬意を持って調査・研究、公開、保存・修復処置を行う。」

資料にかかる人々

資料には、元の所有や原産地にかかる人（原所有者、製作者、原産地の住民、寄贈者等）、来館して資料を見る人、活用する人等の様々な人がかかる。

## 多様な価値観

博物館は、その館独自の使命に基づき資料を取り扱う。だが一つの資料に対する見方は立場によって様々である。必ずしも館の立場に賛同しない人々、あるいは反対する人々もあろう。博物館の関係者は、相反する価値観も存在するということを認識する必要がある。様々な立場による見解に耳を傾け、必要な配慮を行った上で、資料を取り扱い、その博物館の使命達成を目指すことが求められる。

《参照》

ICOM (国際博物館会議) 倫理規程 基本原則 6

「博物館の収蔵品は、それらが由来する地域社会の文化的及び自然の遺産を反映する。そういうものであるから、それらは、国の、地域の、地方の、民族的、宗教的もしくは政治的独自性との強い類縁性を含みうる、通常の属性を超えた性格を有する。したがって、博物館の方針はこの可能性に応えられなければならない。」

- #### ・科学者の行動規範（日本学術会議）

「(研究対象などへの配慮) 8 科学者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。」

「(差別の排除) 10 科学者は、研究・教育・学会活動において、人種、性、地位、思想・宗教などによって個

人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。」

#### 【博物館側から示された問題点、留意事項等】\*\*\*\*\*

平成23年刊行の『博物館倫理規程に関する調査研究報告書』(財団法人日本博物館協会)に合わせて実施した博物館へのアンケート結果から、博物館の現場から寄せられた倫理的な問題にかかる意識調査の結果を紹介し、必要に応じコメントを付している。博物館現場の意識と行動規範をどのようにつなげていくのか示唆されている。

##### ○著作権

アンケートでは、権利に関して特に関心が高かったのは著作権についてである(約130件)。この問題に対する関心は極めて高い。この件については二つの側面がある。一つは、自館の所蔵資料等に関する著作権に関し法令を遵守した上で活用することである。この点について著作権処理や契約に関する懸念が多く寄せられた(29件)。資料等の写真の図録・出版物・ウェブ等への利用についても少なくない(13件)。二次使用に関する手続きやトラブルについても幾つか寄せられた(11件)。また、著作権者が不明、あるいは多数である場合の対応についても指摘があった(11件)。

著作権問題のもう一つの側面は、自館の資料に関する著作権の侵害の問題である。無許可撮影、無断使用、目的外使用についての懸念が寄せられた(16件)。これについては利用する側に著作権の侵害がないよう理解を求める必要がある。

資料のデジタルデータ化やインターネットによる公開が盛んになり、著作権に関する関心は極めて高い。このテーマについて研修やセミナーなどを開催し理解を深めることが望まれる。

#### 《参考文献》

- ・『現場で使える美術著作権ガイド』(甲野正道・山梨俊夫／著、全国美術館会議／編、ブリュッケ、平成23年)

### 行動規範3. 設置

博物館の設置者は、博物館が使命を達成し、公益性を高めるよう、財源確保、人的措置、施設整備等の活動の基盤の確保に努める。また、博物館にかかる人と収蔵品の安全確保を図る。

キーワード：設置者／使命／活動の基盤の確保／人と収蔵品の安全確保

前提となる認識：博物館の原則3で掲げたように、博物館が、その設置目的や使命を達成するためには、人的、物的、財源的な基盤を確保する必要がある。その基礎的な条件を整備し、安全に運営を行えるようにすることは設置者の責務である。

【解説】\*\*\*\*\*

#### 設置者

設置者とは、博物館を設置し、博物館の存続に最終的な責任を有する組織である。国公立館においては行政体、独立行政法人であり、公益法人立・株式会社立においては法人そのものとなる。

設置者の構成員は、国立館においては所管省庁の責任者・担当者、独立行政法人の理事・評議員、公立館においては所管部署の責任者・担当者、公益法人が設置する館においては理事・評議員、株式会社等が設置する館においては所管部署の責任者・担当者、個人立の館においては代表者となる。

この「設置」の項目の主語は、「博物館の設置者」としている。他の行動規範の項目は、「博物館に携わる者」を主語としているが、この項目では、特に設置者の役割を明確にしている。博物館を維持向上するには設置者の行動規範が重要であるという認識に基づくものである。博物館がその公益性を發揮するには、基本的な条件整備が必要となる。

I COM倫理規程やイギリス博物館協会の倫理規程の変遷をみると、元々は設置者（管理機関と訳されている）の倫理規程と博物館職員（特に専門職）の倫理規程は別立てになっていた。両者の責務の範囲がそもそも異なっているためである。それだけに設置者の有する責務とその行動規範は重要な位置を占める。

博物館の統廃合や公立博物館への指定管理者制度の導入など、近年、我が国でも博物館の設置者の責任に着目されることが増している。今回示す行動規範で、設置者に求められる役割を特に明確にしたことは特色の一つといえる。

#### 使命

使命とは、その館固有の設置の目的や、基本的な理念、目指す姿や独自の姿勢を明文化したものである。ともすると公立館では、設置条例で博物館法の文言を援用し、収集、保存、展示といった業務内容を列挙する傾向にあつた。それのみでは当該地域で博物館を設置することそれ自体が目的となり、なぜ、何のために、その博物館が設置されるのか見出せない。博物館は、当該地域や関係者にとってどんな意味をもつ機関なのかを明らかにすることが、社会に貢献できる博物館への第一歩となる。

私立館にあっても、設立の趣旨・目的、運営の基本方針等を、社会に明確に示すことが求められる。

#### 《参考文献》

- ・文部科学省委託『使命・計画作成の手引き』（日本博物館協会、平成16年）

#### 活動の基盤の確保

I COM倫理規程では、基本原則の1を「博物館は有形、無形の自然及び文化遺産に対する責任がある。管理機

関及び博物館の戦略的な指示と監督にかかる者は、この遺産を保護、推奨する主たる責務を負う。それと同時に、人的、物的、金銭的な資源を活用できるようにする責務を負う。」としている。

この原則のもとで、管理機関（設置者）の責務を博物館の地位、物的資源、財源、人員に大別し、それぞれ次のような項目として示している。

- ・地位（1.1権能を付与する文書、1.2使命、目標、方針の声明）
- ・物的資源（1.3土地建物、1.4アクセス、1.5健康と安全、1.6災害に対する保護、1.7警備の条件、1.8保険及び補償）
- ・財源（1.9資金の確保、1.10収益の方針）
- ・人員（1.11雇用の方針、1.12館長もしくは首長の任命、1.13管理機関へのアクセス、1.14博物館職員の有資格性、1.15職員の訓練、1.16倫理的矛盾、1.17博物館職員とボランティア、1.18ボランティアと倫理）

### 人と収蔵品の安全確保

人と収蔵品の安全を確保するための基礎的な条件を整備することも設置者の重要な責務である。

#### 《参照》

- ・ I C O M倫理規程

#### 1.6 災害に対する保護

「管理機関は、公衆及び職員、収蔵品とその他の資源を自然及び人為的な災害から保護するための方針を立て、それを維持するべきである。」

#### 《参考文献》

- ・文部科学省委託『博物館における施設管理・リスクマネージメントガイドブック基礎編』（三菱総合研究所、平成20年）
- ・文部科学省委託『博物館における施設管理・リスクマネージメントガイドブック実践編』（三菱総合研究所、平成21年）
- ・文部科学省委託『博物館における施設管理・リスクマネージメントガイドブック発展編』（三菱総合研究所、平成22年）

### 【博物館側から示された問題点、留意事項等】\*\*\*\*\*

#### ○設置者責任としての保存環境の確保

博物館へのアンケート調査で、資料の収集・保管に関して最も問題視されているのは、収蔵庫や保存の施設や適切な保存環境の確保である（34件の指摘）。施設・設備の老朽化で保存環境が維持できないことや、収蔵庫が満杯で収集活動を継続できない、また、人員不足で未整理資料を整理して活用できないといった懸念である。これは社会の共有財産である資料を未来に引き継ぐことを基本的な使命とする博物館活動の根幹にかかる問題である。

I C O M倫理規程では、1.3土地建物の項目で、管理機関（設置者）は、「博物館がその使命に規定された基本的な機能を果たすためにふさわしい環境を備えた十分な土地建物を保証すべきである。」と規定している。また、1.9資金の確保の項目で、管理機関（設置者）は、「博物館の活動を実施し、発展させるために十分な資金を確保すべきである。」としている。

財政状況が悪化するなかで、施設・設備の更新や予算や人員の増加が実現することは容易ではない。しかしながら、どのような状況にあっても、収集・保存等の活動に関して、必要な施設・設備を整え、適切な体制を備えるよう努めること、あるいは関係者に、当該博物館の使命や社会的貢献について十分理解が得られるよう働きかけて行くことは、博物館に携わる者の行動規範として重要である。

## 行動規範4. 経営

博物館に携わる者は、博物館の使命や方針・目標を理解し、目標達成のために最大限の努力を行い、評価と改善に参画する。博物館の経営者は、経営資源を最大限に活かし、透明性を保ち、安定した経営を行うことで公益の増進に貢献する。

キーワード：方針・目標／評価と改善／経営資源／透明性／安定した経営

前提となる認識：博物館の原則4に掲げたように、博物館は、使命に基づく方針と目標を定めて活動し、成果を評価し改善を図る。博物館は、公益の増進を目的とする機関であり、活動の成果を入場者数や収入のみで評価することはできない。だからこそ目標を明らかにしてその成果を示し、関係者に説明できるようにすることは社会からの理解を得るうえで重要である。

【解説】\*\*\*\*\*

### 方針・目標

方針とは、使命を達成するためにどのような取り組みを行うか、基本的な考え方や姿勢を示したものである。経営の大方針とともに資料の収集・保管、調査研究、展示・公開、教育普及等の取組ごとに方針を策定することが望まれる。これらの方針に基づき、目標が設定される。目標は、長期・中期・短期といった幅で設定することが考えられる。近年、時代の変化が激しいため、長期的な目標を設定するには不確定な要素が多い。4、5年程度を視野に入れた中期的な目標とそれを年毎に落とし込んだ年度目標を設定することが現実的であろう。

### 評価と改善

目標を設定したら、その達成状況を評価し、改善に取り組む必要がある。博物館評価の大原則は、目標の達成状況の検証である。評価の前提となるのは、使命・方針から導かれる目標を適切に設定することである。評価は博物館としての自己評価を基本に、さらに評価の妥当性を担保するために、外部評価が導入される。外部評価は、専門家や市民の立場から、自己評価の妥当性を検証することになる。その際、博物館協議会や運営委員会等の既存の諮問機関の協力を得ることも一つの方法である。

目標の設定や評価は、博物館に従事する者の仕事をより客観的に捉えることになる。目標設定や評価活動に、当事者として主体的にかかわることが求められる。

### 《参考文献》

- 文部科学省委託『博物館の経営・運営指標（ベンチマーク）報告書』（日本博物館協会、平成19年）
- 文部科学省委託『博物館評価制度等の構築に関する調査研究報告書』（日本博物館協会、平成21年）

### 経営資源

ここでいう「経営資源」とは、施設・設備、収蔵品等の物的な資源や職員等の人的資源、予算等の金銭的な資源をいう。

### 透明性

設置主体を問わず、どの博物館も関連する法規にしたがって説明責任を果たす必要がある。国立館なら情報公開法、公立館なら情報公開条例、公益法人なら公益法人法に定められた情報を公開する責務が生ずる。その他の館にあっても必要に応じて情報公開が求められる。そのためには意思決定の手続きを明確にして、決定過程の文書等の

証拠を整理保管する必要がある。館内の文書管理、記録管理の在り方が問われる。

### **安定した経営**

博物館は、過去と現在と未来をつなぐ機関であり、永続的に活動することを前提にしている。そのためには安定した経営を行い、活動を継続していくことが重要である。行動規範3「設置」で示したように、設置者は、財源を確保して永続性を保つ必要があり、博物館の経営者は、効率よく効果を発揮する経営を追求して持続させていく責務を有する。

## 行動規範5．収集・保存

博物館に携わる者は、資料を過去から現在、未来へ橋渡しをすることを社会から託された責務と自覚し、収集・保存に取組む。博物館の定める方針や計画に従い、正当な手続きによって、体系的にコレクションを形成する。

キーワード：社会から託された責務／方針／計画／正当な手続き／体系的なコレクション

前提となる認識：博物館の原則5に掲げたように、博物館は、体系的なコレクションを形成し、良好な状態で次世代に引き継ぐ役割を果たす。そのためには、収集方針や計画、正当な手続きをもってコレクションを形成していく必要がある。

【解説】\*\*\*\*\*

### 社会から託された責務

資料と情報を未来に継承していくことは、社会が博物館に託した独自の役割である。資料を良好な状態で引き継いで行くには、管理する環境を整え、適切に保存し保存環境の維持に努める必要がある。

博物館のみで資料の継承・保護を行うことには限界がある場合、資料等にかかわる人、たとえば資料が所在する地域やボランティア等の協力を得て資料を整理し、保存することもある。

また、博物館が資料を収蔵するのではなく、資料が存在する現地での保護・継承を支援するという役割を負うことがある。

### 方針

収集方針は、収集の対象となる資料の年代や地域、制作者等の基本的事項を示すものである。方針が漠然としていると雑多なコレクションの形成を助長しかねない。大きな方針のもとに、重点目標等を定めて、精選された良質なコレクションを形成する必要がある。

### 計画

資料の収集は、新発見や寄贈の申出等、思わぬ要素に左右されることは少なくない。また、近年、収集予算が削減され計画的に収集することが難しくなり、寄贈等に頼ることが多い。そのような状況であるからこそ、体系的な価値のあるコレクションを形成するには、方針を確立し、寄贈資料の受入に臨む必要がある。

### 正当な手続き

資料の収集に当たっては、法令を遵守することは当然である。また、博物館への所有権の移転等の手続きを確實に行う必要がある。資料の受入決定に際しては、使命や収集方針と合致しているか確認しつつ、その真贋や価値を適切に評価してこれに当たる。資料を購入する場合は、特に国公立の館では購入金額の妥当性を確認するために、専門家からなる諮問機関を設置することが推奨される。

### 《参考文献》

- 文部科学省委託『資料取り扱いの手引き』（日本博物館協会、平成16年）

### 体系的にコレクションを形成

個々の資料は、それぞれに価値を有するが、個々の資料が蓄積され、群を形成することでさらに価値を高める。つまり個々の資料間の関連性においてコレクションとしての価値が問われる。資料同士の関連性、コレクションと

しての体系性が求められる。

質の高いコレクションを形成するには専門職員のコレクション編成力が不可欠となる。その前提となるのは、使命に基づく収集方針や計画を確立することである。これがあいまいになると雑多なコレクションになりかねない。

#### 《参照》

##### ・ ICOM倫理規程

基本原則2として「博物館は、自然、文化、学術遺産の保護への貢献として、その収蔵品の収集、保存、向上を行う義務がある。それらの収蔵品は、有意義な公的遺産であり、法において特別な地位を占め、国際的な規約によって保護されている。この公的負託には、正当な所有権、永続性、文書化、アクセシビリティー及び信頼できる処分を含む管理の観念が内包されている。」としている。

この原則のもとに収蔵品の扱いについて詳細に規定している。まず「収蔵品の取得」に関し、「2.1収蔵品に関する方針、2.2有効な所有権、2.3資料の由来と正当な注意義務、2.4無認可のもしくは非学術的なフィールドワークに由来する資料と標本、2.5文化的に慎重さを要する資料、2.6保護された生物学的もしくは地学的資料、2.7生きている収蔵品、2.8作業用収蔵品、2.9収蔵品に関する方針の枠外の取得、2.10管理機関の構成員もしくは博物館職員による取得、2.11最後の手段の保管所」を示している。

また、我が国にはなじみが薄いが「収蔵品の除去」という項目を設定している。内容は「2.12処分に関する法のもしくはその他の活動、2.13博物館の収蔵品からの除去、2.14放出に対する責任、2.15収蔵品から除去された資料の処分、2.16収蔵品の処分からの収入、2.17放出された収蔵品の購入」となっている。

そして「収蔵品の管理」という項目で、「2.18収蔵品の永続性、2.19収蔵品の責任の委任、2.20収蔵品の文書化、2.21災害からの保護、2.22収蔵品と関連データの安全、2.23環境保存計画、2.24収蔵品の保存と修復、2.25生きた動物の厚生、2.26博物館の収蔵品の個人的使用」を挙げている。

#### 【博物館側から示された問題点、留意事項等】\*\*\*\*\*

##### ○資料の受入・貸借に関する規定の整備

収集、保存について懸念されているのは、収蔵庫等の施設・設備の整備や適切な保存環境の確保であった。これについては行動規範3「設置」の項目で紹介したとおりである。

次に指摘が多かったのは、受入や貸借、廃棄等の記録の有無や規定の整備、それを運用する組織体制への懸念である(26件)。特に資料の所有権に関して規則や手続き、書類の不備を懸念する指摘(10件)、寄贈・寄託・借用に関する記録や規則や手続き、書類の不備を懸念する指摘(8件)があった。こうした規定を整備することは、博物館資料を社会の共有財産として公開し活用することの基礎となる。だが入場者や収入確保のために展示活動に業務が偏重し、基本的な資料の記録管理や手続きに整備が後回しにされがちとなる。博物館に携わる者の行動規範を関係者が理解して、博物館の公益性の根幹をなす課題を共有することが必要である。

##### ○文化財等の返還

アンケートでは、資料の返還要求に関する懸念がいくつか指摘されているが、博物館単独では対応しきれない場合もあることに留意することも必要である。

## 行動規範6. 調査研究

博物館に携わる者は、博物館の方針に基づき、調査研究を行い、その成果を活動に反映し、博物館への信頼を得る。また、調査研究の成果を積極的に公表し、学術的な貢献を行うよう努める。

キーワード：調査研究／成果を活動に反映／博物館への信頼／学術的な貢献

前提となる認識：博物館の原則6に掲げたように、博物館は、調査研究に裏付けられた活動によって社会から信頼を得ることが求められる。博物館は、調査研究に裏付けられた正確な情報に基づいて活動することを前提としている。そのことによって博物館が扱う資料や展示の真正性や客観性を保っており、人々が博物館に寄せる信頼の源泉となる。

【解説】\*\*\*\*\*

### 調査研究

博物館法第三条で、博物館の事業として「博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究」を挙げている。ICOM倫理規程では基本原則3として「博物館は、収集し、所蔵している主要な証拠の保管、利用可能性、解釈に関して、すべての人に対して、特別な責任がある。」としている。収蔵品に関する「主要な証拠」とは、収蔵品に関する調査研究を通じた学術的な裏づけと考えられる。

このように博物館における調査研究の対象の第一は、収蔵品に関することになる。つまり、博物館の活動は、収蔵品に関する調査研究の裏づけをもって行われるということである。

ICOM倫理規程では、基本原則3で収蔵品に関する調査研究を「主要な証拠」と「博物館の収集と研究」に大別している。前者については、さらに「3.1主要な証拠としての収蔵品、3.2収蔵品の利用可能性」を示し、後者については「3.3現地の収集、3.4主要な証拠の例外的な収集、3.5研究、3.6破壊的分析、3.7遺骸及び神聖な意味のある資料、3.8研究資料に対する権利の保有、3.9共有される専門知識、3.10博物館及び他の施設間での協力」を具体的に示している。

さらにいえば、調査研究の対象は、博物館の展示や保存の方法など、いわゆる博物館学や保存科学も含まれる。博物館法の第三条では「博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと」も博物館事業に位置づけている。博物館に関する諸領域に関する情報収集や調査研究に取り組むことは、博物館の諸活動を向上させることにつながる。

「保管及び展示等に関する技術的研究」の内容は、学芸員資格取得の際に大学において修得すべき博物館に関する科目が一つの目安となる。この科目は平成21年に改定され、修得すべき科目は、平成24年度から生涯学習概論、博物館概論、博物館経営論、博物館資料論、博物館資料保存論、博物館展示論、博物館教育論、博物館情報・メディア論、博物館実習となる。

また、博物館活動に関する様々な分野について世界的な標準を示したものに*Museum Basics*がある。これはICOMの世界的なプロジェクトとして1993年に刊行された。博物館の職員が修得すべき事項を100のユニットで簡潔に紹介している。初版には日本語訳（「博物館の基本」）もある。部分的に改訂された第二版は2007年出版されている。

### 《参考文献》

- ・これから博物館の在り方に関する検討協力者会議『学芸員養成の充実方策について』（文部科学省、平成21年）
- ・『博物館の基本』（日本博物館協会、平成7年）

## 成果を活動に反映

博物館は公益性を高めるために、調査研究の成果は広く公表され、不特定多数の人が参照できるようにする必要がある。また、調査研究の成果は、博物館の展示や教育普及活動などの前提となる。当然ながらその成果は、展示そのものや図録、目録、セミナー等の個々の事業に反映すべきものである。

また、博物館の調査研究は、個々の学芸員が恣意的に行うのではなく、組織として計画的、体系的に取り組む必要がある。I C O M倫理規程の「3.5研究」では「博物館職員による研究は、博物館の使命と目標に関連し」としている。

このように、調査研究について、博物館の方針を明らかにし、方針に基づき計画を立て、その計画を実施すべく博物館として取り組むことが求められる。

## 博物館への信頼

展示や教育普及活動など博物館における情報の発信は、正確な情報に基づいて行われなければならない。事実と解釈の違いを明らかにして、再検証に耐えうるだけの学術的な手続きに則り、客觀性を保つ必要がある。これが人々にとっての博物館の信頼性の源泉となる。「博物館には本物がある」ということの裏づけであり、テーマパーク等の娯楽施設と一線を画す点である。

I C O M倫理規程は「4.6公表」で「博物館によって公表された情報は、それがいかなる方法をとったものでも、十分な根拠があり、正確で、学問上の規律、社会もしくは表された信仰に対して責任のある配慮がなされているべきである。博物館の情報の公表は、博物館の水準を損なうものであってはならない。」としている。

### 《参照》

#### ・科学者の行動規範

「(学者の行動) 2 科学者は、科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、常に正直、誠実に判断し、行動する。また、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をするとともに、科学者コミュニティ、特に自らの専門領域における科学者相互の評価に積極的に参加する。」

「(説明と公開) 4 科学者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客觀性をもって公表するとともに、社会との建設的な対話を築くように努める。」

「(研究活動) 5 科学者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。」

## 学術的な貢献

調査研究の成果は、展示や目録、報告書の発行等によって広く公開し、多くの人がその成果を活用できるようにすべきである。近年、インターネット等の情報機器が発達し、調査研究の成果を広く共有できるようになっており、学術的な貢献の一助とすることができる。

## 行動規範7. 展示・教育普及

博物館に携わる者は、博物館が蓄積した資料や情報を人類共有の財産として、展示や教育普及活動など様々な機会を捉えて、広く人々と分かち合い、新たな価値の創造に努める。

キーワード：展示／教育普及活動／様々な機会／分かち合い、新たな価値の創造

前提となる認識：多くの人は、展示や教育普及活動を通して博物館と出会う。博物館の原則7に掲げたように、展示や教育普及活を通じ、新たな価値を創造することで社会に寄与することができる。そのためには展示や教育普及活動を通じ、博物館が蓄積した資料や情報を広く共有する必要がある。

【解説】\*\*\*\*\*

### 展示

展示は、人々が博物館に出会う最も一般的な場、最大の接点である。蓄積した資料や情報を人々と広く共有する最も有力な方法である。

#### 《参照》

##### ・ ICOM倫理規程 基本原則4

「博物館には、その教育的な役割を開発し、博物館が対象とする地域社会、地方もしくは団体から幅広い来館者をひきつけるという重要な責務がある。」  
依拠するコミュニティとのやりとりとそれらの遺産の普及は、博物館の教育的な役割に不可欠である。さらに「陳列と展覧会」として「4.1陳列、展覧会及び特別な活動、4.2展示物の解釈、4.3慎重さを要する資料の展示、4.4公開陳列からの撤去、4.5由来不明の資料の陳列」を挙げている。

### 教育普及活動

近年、博物館では教育普及活動が盛んになっている。展示とともに教育普及活動は、博物館が蓄積した資料や情報の価値を共有する有力な手段である。対象別にプログラムを設定することで、よりきめ細かい対応をすることができる。また、教育普及活動によって、博物館と来館者がより双方向に交流し、新たな創造を促すことができる。

#### 《参照》

##### ・ ICOM倫理規程では、基本原則5で「博物館は、博物館内よりはるかに広い場の適用力を持つ多様な専門性、技能及び物的資源を使用する。このことは、博物館活動の延長として、共有される資源もしくはサービスの供給につながりうる。それらは、博物館の明確な使命を損なうことのない方法で計画されるべきである。」とし、次のように鑑定に関する博物館サービスに一定の留保を置いている。

###### 5.1 違法もしくは不法に取得された資料の鑑定

「博物館が鑑定のサービスを行うとき、そのような活動から、直接的であれ間接的であれ、利益を得ているとみなされるような行動を取るべきではない。違法もしくは不法に取得、譲渡、輸入もしくは輸出されたと信じられる、または、疑われる資料の鑑定や真正の認定は、適切な機関に通知される以前に公表するべきではない。」

###### 5.2 真正の認定と評価（価値の判定）

「博物館の収蔵品に保険を掛ける目的で評価する場合がある。それ以外の資料の金銭的な価値に関する意見は、他の博物館もしくは権限を持つ法的、行政的もしくは責任のある公的機関からの正式な要請によってのみ述べら

れるべきである。しかし、博物館が受益者である場合、資料もしくは標本の評価は、第三者的姿勢で行わなければならない。」

### 様々な機会

展示や教育普及の活動のほかに、様々な機会を捉えて資料や情報を共有することで博物館の公益性は高まる。情報技術の進展で、博物館の情報発信の方法は格段に発展した。特にインターネットによる情報の発信、共有の役割が大きくなっている。従来の紙媒体や放送媒体を含め、様々な手段を組み合わさることが求められる。

### 分かち合い、新たな価値を創造

これまで博物館の側が一方的に情報を発信し、メッセージを伝達する傾向にあった。成熟社会を迎え、利用者の知的な関心が高まり、価値観が多様化してくると、関係は変化してきた。博物館の持つ情報や博物館が発しようとするメッセージを利用者と共有し、新たな価値をつくりあげるという双方向の関係になってきている。

【博物館側から示された問題点、留意事項等】\*\*\*\*\*

#### ○公開が不適切な資料・表現

差別等の人権に関わる資料の取扱いについての懸念が多く寄せられた（29件）。これについては行動規範2「尊重」にも密接に関わる。この原則に基づき、人権に配慮した展示公開等の資料の取扱いが求められる。設置者を含め、博物館として方針を確立して適切な対応をする必要がある。必要に応じて関係する団体やグループと意見交換した上でどのように取り組むかを検討することも有効である。

#### ○プライバシー・個人情報の保護

プライバシー・個人情報の保護についても懸念が多く寄せられた（23件）。個人のプライバシーや個人情報の保護は、法令遵守の点から（行動規範10「自律」も参照）重要である。個人情報の流出は論外として、歴史的な資料に関するプライバシーをどこまで保護し、どこまで公開するかは、資料の元々の所有者との合意が必要となる。

#### ○議論が分かれる展示

議論が分かれる展示への懸念が一定数寄せられた（13件）。具体的には、性、暴力に関わる展示の方針、進化論や旧石器に関することが示された。展示の対象あるいは観覧する側がどのように受け止めるかを配慮する必要がある。その際、博物館の使命や方針と照らし合わせた上で、博物館として妥当な取扱い方法を決める必要がある。

また、学術上、定説が確立されてないことがから、定説に疑念が呈されている問題については、行動規範6「調査研究」にも関わる。この規範に基づき、定説が確立していない場合は、複数の見解があることを紹介する、未確定な部分を明示するなど公正な対応が求められる。

内容の正当性や質の保証についても懸念が示された（6件）。調査研究に裏打ちされた公正な対応が望まれるのは同様である。

#### ○保存と活用のバランス

この問題についての懸念も少なくない（9件）。保存と活用の両立は、博物館が宿命としてかかえるジレンマである。展示を優先させ、保存を疎かにすることは、行動規範5「収集・保存」に反することになる。博物館は、現在の利用者だけでなく、未来の利用者に対する責務を有している。このことは設置者等の関係者、博物館の学芸職・事務職を問わず、博物館に携わる者の基本的な行動規範として十分に理解する必要がある。目先の利益を追求し、永きにわたる責務を放棄することは許されない。

## 行動規範8. 研鑽

博物館に携わる者は、教育・研修等を通じて、専門的な知識や能力、技術の向上に努め、業務の遂行において最善を尽くす。また、自らの知識や経験、培った技能を関係者と共有し、相互に評価して博物館活動を高めて行く。

キーワード：専門的な知識・能力・技術の向上／関係者と共有

前提となる認識：博物館は、学芸員をはじめ各部門に専門的知識を有するプロフェッショナルを必要とする。博物館の原則8に掲げたように、博物館は、その活動の充実発展のため、専門的力量の向上に努める。

【解説】\*\*\*\*\*

### 専門的な知識や能力、技術の向上

博物館職員は、利用者・市民、そして設置者から専門的な業務を託されている。その付託に応えるために日々研鑽し、知識や能力の維持向上に努め、業務の遂行に最善を尽くすことは、博物館職員の責務である。また、職員の自己研鑽を組織として推奨し、支援するのは設置者及び経営者の責務である。

### 《参照》

- ・文化財の保存にたずさわる人のための行動規範（文化財保存修復学会行動規範）

「5　自己の研鑽　文化財保存修復学会会員は、学会活動や教育・研修などの機会を通じて、自らの専門的知識、能力、技術の維持向上に努めるとともに、その遂行において最善を尽くす。」

- ・図書館員の倫理綱領（日本図書館協会）

「第6　図書館員は、個人的、集団的に、不断の研修に努める。

図書館員が専門性の要求を満たすためには、(1) 利用者を知り、(2) 資料を知り、(3) 利用者と資料を結びつけるための資料の適切な組織化と提供の知識・技術を充実しなければならない。そのためには、個人的、集団的に日常不断の研修が必要であり、これらの研修の成果が、図書館活動全体を発展させる専門知識として集積されていくのである。その意味で、研修は、図書館員の義務であり権利である。従って、図書館員は、自主的研修に励むとともに研修条件の改善に努力し、制度としての研修を確立するよう努めるべきである。」

- ・アーキビストの倫理綱領（国際公文書館評議会 I C A）

「9、アーキビストは、文書館学に関する知識を体系的・継続的に更新することにより、専門領域についての熟練を追求し、その研究と経験の結果を実際に還元するよう努めなければならない。」

- ・科学者の行動規範

「(自己の研鑽) 3　科学者は、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めるとともに、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解し、常に最善の判断と姿勢を示すように弛まず努力する。」

### 関係者と共有

自らの研鑽の結果を他者と共有して、相互に成長しようという姿勢は、博物館のような多様な人々がかかわりあう場に不可欠である。

## 行動規範9. 発信・連携

博物館に携わる者は、人々や地域社会に働きかけ、他の機関等と対話・連携して、博物館の総合力を高める。

キーワード：人々や地域社会／働きかけ／対話・連携／博物館の総合力

前提となる認識：博物館の原則9に掲げたように、「関連機関や地域と連携協力して博物館の総合的な力を高める」ためには、博物館から積極的に人々や地域にメッセージを発信することが重要である。

【解説】\*\*\*\*\*

### 人々や地域社会

近年、博物館では、ボランティア活動や友の会等の活動が活発になっている。人々が積極的に博物館の運営に携わる機会が増えている。また、博物館協議会等を通じ、運営に関わることもある。このように協働し参画する機会を通じて、博物館は、人々や地域との絆を深めることができる。博物館を「自らのもの」という意識をもつ「当事者」を増やし、このような人々が活躍する舞台となる。

人々や地域社会との連携を進めるには、博物館の運営状況を提供することが前提となる。年報等の内容を充実させ、活動報告をインターネット等を用いて積極的に公開することが求められる。

### 働きかけ

博物館活動は、博物館からの一方的な働きかけに止まらない。使命を達成するために行われる博物館活動は、博物館に携わる者と利用者や参画する人々との「相互の働きかけ」によって成り立つ。その原点は、博物館に携わる者が「博物館とは何か」を自らに問いかけ、その答えをメッセージとして社会に発信していくことである。そこから新たな対話が始まり、博物館は、人々の参画を得て、博物館同士、関係施設や地域との連携協力によって博物館の有する力を最大限に發揮する。

「博物館をあらゆる人に開放する最も有効な方法に関する勧告」(1960年、第11回ユネスコ総会採択)においては、観覧者に対する積極的な広報に言及するとともに、地域社会における博物館の地位と役割について「博物館は、地域社会の知的、文化的生活に貢献すべく、地域社会は、これに対し博物館の活動と発展に参画する機会が与えられるべきである。」と述べているなど、相互の関係の構築を推奨している。

博物館の意義について最も真剣に考え、内容に精通しているのは博物館に携わる者である。対話は、メッセージの発信から始まるが、第一歩は博物館からの働きかけである。 I C O M倫理規程の基本原則8においては、基準や法の遵守に加えて「博物館の社会への貢献についての公衆のよりよい理解を促し、この職業の目標、目的及び抱負について、公衆に知らせ、教育するため、あらゆる機会を利用すべきである。」としている。

### 対話・連携

日本博物館協会は、平成13年に、これからの中の博物館活動の指針として「対話と連携の博物館」を提唱した。博物館は、様々な対話を重ねることで多様な連携を行い、博物館の総合力を高めていくという考え方である。この原則を、「市民と共に歩む21世紀の新時代博物館へのパスポート」としている。

#### 《参照》

- ・対話と連携の博物館の原則（「対話と連携の博物館」 日本博物館協会、平成13年）

## 対話

1. 博物館は博物館活動の全行程を通じて対話する。  
　　－収集保管・調査研究から新展示・慰楽まで－
2. 博物館は利用者、潜在利用者の全ての人々と対話する。  
　　－面談からインターネットの双方向交流まで－
3. 博物館は年齢、性別、学歴、国籍の違いと、障害の有無を超えて対話する。  
　　－施設・情報をすべての人に利用可能にする－
4. 博物館は時間と空間を超えて対話する。  
　　－博物館のＩＴ革命を推進する－

## 連携

1. 博物館は規模別、館種別、設置者別、地域の相違を超えて連携する。  
　　－相互理解が連携の道を拓く－
2. 博物館は学校、大学、研究所等と連携する。  
　　－博物館活動の科学的基盤を整備する－
3. 博物館は家庭、行政、民間団体、企業等、地域社会と連携する。  
　　－市民参画が新しい地域文化を創造する－
4. 博物館はアジア、太平洋地域及び世界の博物館・博物館関係諸機関と連携する。  
　　－地域連携から国際連携－

また、情報社会における博物館の位置づけも変化しており、博物館や図書館、文書館等の文化情報資源を蓄積し公開する機関同士の連携（いわゆるMLA連携）も今後の選択肢のひとつとなる。その際、関係機関の倫理や行動規範を理解しておくことは重要である。また、博物館活動にかかわる知識・能力・技術の維持向上には、MLA連携も視野に入れて考えていくべき時代となった。

## 博物館の総合力

博物館が、単独で、あるいは博物館職員だけで博物館活動を行うことには限界がある。多様な連携協力によって、この限界を乗り越えて、博物館の持つ力を最大限に發揮して活動の幅を広げることができる。博物館は様々な力を秘めている。蓄積した資料と情報を次代に継承するといった時間と空間を超えた責務の他に、同時代の人々と地域にも貢献できる。学校教育をはじめ生涯にわたって学び続けることを支援できる。観光によるにぎわい作り、あるいは医療や福祉などにも役立つことがある。これらの力の総体が博物館の総合力であり、これを発揮することは、成熟社会に入る我が国にとって意義がある。

## 行動規範10. 自律

博物館に携わる者は、「博物館の原則」と「博物館関係者の行動規範」に基づき活動する。関連法規を理解し、遵守するとともに、I C O M（国際博物館会議）の倫理規程や関連する学問分野の倫理や規範を尊重する。予期しない事態についても、自らの規範に照らして真摯に検討し関係者とともに解決を図る。

キーワード：関連法規／理解し、遵守／I C O M（国際博物館会議）の倫理規程／予期しない事態

前提となる認識：博物館の原則10に掲げたように、博物館は、関連する法規や規範、倫理を理解し、遵守する。

【解説】\*\*\*\*\*

### 関連法規

博物館の関連法規には、博物館法、文化財保護法、動物の愛護及び管理に関する法律、著作権法等がある。館種の違いに応じて該当する法規を把握する必要がある。国際法規について I C O M倫理規程では、以下のように例示している。

7.2 國際法 「博物館の方針は、I C O M倫理規程の解釈において基準とされる、以下の國際法を認めるべきである。」

- ・武力衝突時の文化財保護のためのユネスコ条約（ハーグ条約、1954年第一議定書及び1999年第二議定書）
- ・文化財の不法な輸入、輸出及び所有権の譲渡を禁止し防止する手段に関するユネスコ条約（1970年）
- ・危機に瀕している野生動植物の種の国際公益に関する条約（1973年）
- ・生物学的多様性に関する国連条約（1992年）
- ・窃盗及び不法輸出された文化的資源に関するユニドロワ条約（1995年）
- ・水中文化遺産の保護に関するユネスコ条約（2001年）
- ・無形文化遺産の保護に関するユネスコ条約（2003年）

### 理解し、遵守

I C O M倫理規程をはじめ関連分野や科学者一般の行動規範においても、法令・倫理の遵守は強調されている。また、設置者・経営者は、博物館の関係者に法令や規範に反するような行動を強いてはならない、とされている。

#### 《参照》

- ・ I C O M倫理規程 1.16倫理的矛盾  
「管理機関は、本倫理規程または国の法律もしくは専門職に関する倫理規程の諸条項と矛盾すると考えられる行為を、一切、博物館職員に要求してはならない。」
- ・ I C O M倫理規程 基本原則 7  
「博物館は、国際的、地域的、国の、もしくは地方の法律と条約による拘束に完全に従わなければならない。さらに、管理機関は、博物館のあらゆる側面、その収蔵品及び事業に関連する法的な拘束力のある負託や条件に従うべきである。」
- ・ I C O M倫理規程 7.1国及び地方の法規  
「博物館の事業に影響を与えるので、博物館は、すべて国と地方の法律に従い、他の国の法規を尊重すべきである。」
- ・ 文化財の保存に携わる人の行動規範

「9. 法令の遵守 文化財保存修復学会会員は、調査・研究、公開、保存・修復処置にあたっては、関係する法令や関係規則を遵守する。また、他者の知的成果、知的財産権を尊重し、これを侵害しない。」

・文化財の保存に携わる人の行動規範

「10. 行動規範の遵守 文化財保存修復学会会員は、この行動規範を遵守し、他の会員にもそれを促す。」

・科学者の行動規範

「(法令の遵守) 7 科学者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。」

## I COMの倫理規程

I COM倫理規程では、博物館の専門職員が守るべき倫理的な事項を次のように示している。

原則8 「博物館の専門職員は、受け入れられた基準と法を守り、彼らの職業の尊厳と名誉を維持するべきである。彼らは違法もしくは反倫理的な専門的行為から公衆を守るべきである。博物館の社会への貢献についての公衆のよりよい理解を促し、この職業の目標、目的及び抱負について、公衆に知らせ、教育するため、あらゆる機会を利用すべきである。」

「専門職的行動」として、特に以下のような事項について言及している。

8.1 専門職員による関連法規の熟知

8.2 専門職員による博物館の方針と手続きの遵守と倫理遵守のための異議申し立て

8.3 専門職員による倫理的原則に基づく同僚及び博物館への忠誠

8.4 専門職員による収蔵品情報の調査、保存、活用の促進

8.5 専門職員による不法な市場への関与の禁止

8.6 専門職員の秘密保持

8.7 博物館と収蔵品の警備と所在の秘密保持

8.8 秘密保持の義務の例外

8.9 専門職員の個人の独自性の尊重及び所属機関の信頼保持

8.10 専門職員による高水準のサービス提供

8.11 専門的相談の義務

また「利害の衝突」として以下のことを禁止事項として挙げている。

8.12 贈答、援助、貸与もしくはその他の個人的便宜の禁止

8.13 外部の雇用の権利と制限

8.14 専門職員の自然・文化遺産の取引の禁止

8.15 専門職員の業者からの収賄の禁止及び業者の推薦の禁止

8.16 個人的収集活動と所属先の競合の禁止

8.18 博物館の利益の優先

## 予期しない事態

法令や倫理を紐解き、その内容を理解することは重要である。しかしながら、博物館の現場で起こるのは予期しない問題であることが多い、法令や倫理を読み込むだけでは解決しないこともある。また、複数の倫理のうち何を優先して考えるべきかすぐに判断がつかない場合もある。

その際に求められるのは、行動規範や他の倫理規程に照らしながら関係者が真摯に検討し、最も適切な対応を選び取り、問題を解決してゆくことである。行動規範や倫理規程は、このような問題解決のための指針となるものである。ここに込められた精神や姿勢を汲み取って、一つ一つの博物館現場で用いられてはじめて行動規範や倫理というものが意味を持つことになる。

# 「博物館の原則」及び「博物館関係者の行動規範」補足解説

## ○「博物館の原則」及び「博物館関係者の行動規範」の成り立ち

今回、日本博物館協会が制定した「博物館の原則」及び「博物館関係者の行動規範」は、平成23年3月に刊行された『博物館倫理規程に関する調査研究報告書』(平成22年度文部科学省委託事業「生涯学習施策に関する調査研究」財団法人日本博物館協会)に示された内容に準拠している。さらに、その基礎となる考え方は、ICOM(国際博物館会議)をはじめとする諸外国の倫理規程の原則を参照しつつ、当協会刊行の『「対話と連携の博物館」－理解への対話・行動への連携－【市民とともに創る新時代博物館】』(平成12年)、『博物館の望ましい姿 市民とともに創る新時代博物館』(平成15年)を踏襲して構成されている。

また、「博物館の原則」と「博物館関係者の行動規範」は、平成23年12月に文部科学省が全面的に改正を行なった、博物館の組織基準ともいえる「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」と一対をなすべき性格を持ち、両者を有効に活用することで、博物館の在るべき姿の実現に、より実態的な効果が期待される。

## ○位置付け

「博物館の原則」と「博物館関係者の行動規範」は、これらだけで完結するのではなく、法規や既存の倫理規程、その他の実務基準とつなぐ役割をもっている。

博物館で実際に問題が生じた場合、今回示した原則や行動規範に解決方法が示されているわけではない。その問題の性質やその館の方針や置かれた状況によって解決方法は異なる。原則や行動規範、関連する諸規定・諸基準を参照しつつ、関係する当事者が対話することによって妥当な解決方法が見出される。原則や行動規範は、問題の解決を促す手がかりとなるものである。

このような意味から「博物館の原則」と「博物館関係者の行動規範」は、「参照軸」といった特色を持ち、問題が生じたときに参考する指針であり、問題解決への入り口となる。

## ○対象

「博物館の原則」でいう「博物館」は、館種、設置者によらず、広く国内で博物館活動を行う施設を対象としている。

また、「博物館関係者の行動規範」でいう「博物館関係者」は、博物館に携わるすべての組織、その構成員を表す。設置者及び経営者、職員は、行動規範を遵守する必要がある。設置者、経営者、職員とは具体的には以下のようないたちが当てはまる。

### 【設置者】

- ・国立館：所管省庁の責任者・担当者、独立行政法人の理事・評議員
- ・公立館：所管部署の責任者・担当者
- ・公益法人が設置する館：理事・評議員
- ・株式会社等が設置する館：所管部署の責任者・担当者
- ・個人立館：設置者

### 【経営者】

- ・理事長・館長を始めとする経営に責任を持つ幹部

### 【職員】

- ・学芸系職員・・・学芸員、研究員、飼育員等の呼称を問わず学芸業務に従事する専門職
- ・管理系職員・・・庶務、経理等の管理業務に従事する職員
- ・技術系職員・・・施設管理等を担当する職員
- ・サービス系職員・・・受付、ショップ、飲食施設等のサービスに従事するスタッフ

※これらの職員には、指定管理者を含み常勤、非常勤、契約職員、人材派遣、アルバイト等の雇用形態は問わない。

また、以下に示すその他の博物館に携わる者は、少なくともこの行動規範を知り、その内容を理解することが期待される。博物館への関与の仕方によっては、この行動規範を遵守することが求められる。

### 【その他の従事者・関係者】

- ・ボランティア・・・博物館活動を無償で支援するスタッフ及びその団体
- ・インターン・・・実務経験を積むために博物館活動に従事する大学生・大学院生等
- ・友の会・・・会員及びその組織
- ・協力者・・・諮問機関の委員、共催先の団体・担当者、協力関係にある団体・構成員等
- ・支援者・・・寄贈者、協賛先等
- ・学芸員養成の大学・・・学芸員資格に係る科目を担当する教員等
- ・関連団体等・・・(財)日本博物館協会、館種別団体、学会等の会員

## ○ 「博物館の原則」と「博物館関係者の行動規範」の関連性

「博物館の原則」は、博物館に携わる者を対象とする「博物館関係者の行動規範」を理解する前提として、博物館という機関の存在意義やなすべき取組みを示したものであり、10項目の原則は、それぞれが行動規範に掲げられた同じ番号の項目と関連性を持って構成されている。

### 《博物館の原則》

博物館は、公益を目的とする機関として、次の原則に従い、活動する。

(博物館に携わる者の基本的な心構え、博物館に携わる目的、資料と資料にかかわる人への態度)

- 1 (貢献) 博物館は、学術と文化の継承・発展・創造と教育普及を通じ、人類と社会に貢献する。
- 2 (尊重) 博物館は、人類共通の財産である資料及び資料にかかる環境の多面的価値を尊重する。

(博物館関係者が為すべき取組み内容)

- 3 (設置) 博物館は、設置目的や使命を達成するため、人的、物的、財源的な基盤を確保する。
- 4 (経営) 博物館は、使命に基づく方針と目標を定めて活動し、成果を評価し改善を図る。
- 5 (収集・保存) 博物館は、体系的にコレクションを形成し、良好な状態で次世代に引き継ぐ。
- 6 (調査・研究) 博物館は、調査研究に裏付けられた活動によって、社会から信頼を得る。
- 7 (展示・教育) 博物館は、展示や教育普及を通じ、新たな価値を創造する。

(博物館に携わる者の取組み姿勢、携わり方)

- 8 (研鑽) 博物館は、その活動の充実・発展のため、専門的力量の向上に努める。
- 9 (発信・連携) 博物館は、関連機関や地域と連携・協力して、総合的な力を高める。
- 10 (自律) 博物館は、関連する法規や規範、倫理を理解し、遵守する。

[参考]

## 博物館の設置及び運営上の望ましい基準

(平成23年12月20日文部科学省告示第165号)

(趣旨)

**第一条** この基準は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第八条の規定に基づく博物館の設置及び運営上の望ましい基準であり、博物館の健全な発達を図ることを目的とする。

2 博物館は、この基準に基づき、博物館の水準の維持及び向上を図り、もって教育、学術及び文化の発展並びに地域の活性化に貢献するよう努めるものとする。

(博物館の設置等)

**第二条** 都道府県は、博物館を設置し、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等多様な分野にわたる資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）を扱うよう努めるものとする。

2 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、その規模及び能力に応じて、単独で又は他の市町村と共同して、博物館を設置するよう努めるものとする。

3 博物館の設置者が、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により同項に規定する指定管理者に当該博物館の管理を行わせる場合その他当該博物館の管理を他の者に行わせる場合には、これらの設置者及び管理者は相互の緊密な連携の下に、当該博物館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上を図りながら、この基準に定められた事項の実施に努めるものとする。

(基本的運営方針及び事業計画)

**第三条** 博物館は、その設置の目的を踏まえ、資料の収集・保管・展示、調査研究、教育普及活動等の実施に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 博物館は、基本的運営方針を踏まえ、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 博物館は、基本的運営方針及び前項の事業計画の策定に当たっては、利用者及び地域住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(運営の状況に関する点検及び評価等)

**第四条** 博物館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の事業計画の達成状況その他の運営の状況について、自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

2 博物館は、前項の点検及び評価のほか、当該博物館の運営体制の整備の状況に応じ、博物館協議会の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、当該博物館の事業に関して学識経験のある者、当該博物館の利用者、地域住民その他の者による評価を行うよう努めるものとする。

3 博物館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該博物館の運営の改善を図るため必要な

措置を講ずるよう努めるものとする。

- 4 博物館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）を活用すること等により、積極的に公表するよう努めるものとする。

（資料の収集、保管、展示等）

**第五条** 博物館は、実物、標本、文献、図表、フィルム、レコード等の資料（以下「実物等資料」という。）について、その所在等の調査研究を行い、当該実物等資料に係る学術研究の状況、地域における当該実物等資料の所在状況及び当該実物等資料の展示上の効果等を考慮して、基本的運営方針に基づき、必要な数を体系的に収集し、保管（育成及び現地保存を含む。以下同じ。）し、及び展示するものとする。

- 2 博物館は、実物等資料について、その収集若しくは保管が困難な場合、その展示のために教育的配慮が必要な場合又はその館外への貸出し若しくは持出しが困難な場合には、必要に応じて、実物等資料を複製、模造若しくは模写した資料又は実物等資料に係る模型（以下「複製等資料」という。）を収集し、又は製作し、当該博物館の内外で活用するものとする。その際、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう留意するものとする。
- 3 博物館は、実物等資料及び複製等資料（以下「博物館資料」という。）に関する図書、文献、調査資料その他必要な資料（以下「図書等」という。）の収集、保管及び活用に努めるものとする。
- 4 博物館は、その所蔵する博物館資料の補修及び更新等に努めるものとする。
- 5 博物館は、当該博物館の適切な管理及び運営のため、その所蔵する博物館資料及び図書等に関する情報の体系的な整理に努めるものとする。
- 6 博物館は、当該博物館が休止又は廃止となる場合には、その所蔵する博物館資料及び図書等を他の博物館に譲渡すること等により、当該博物館資料及び図書等が適切に保管、活用されるよう努めるものとする。

（展示方法等）

**第六条** 博物館は、基本的運営方針に基づき、その所蔵する博物館資料による常設的な展示を行い、又は特定の主題に基づき、その所蔵する博物館資料若しくは臨時に他の博物館等から借り受けた博物館資料による特別の展示を行うものとする。

- 2 博物館は、博物館資料を展示するに当たっては、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する利用者の関心を深め、当該博物館資料に関する知識の啓発に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。
  - 一 確実な情報及び研究に基づく正確な資料を用いること。
  - 二 展示の効果を上げるため、博物館資料の特性に応じた展示方法を工夫し、図書等又は音声、映像等を活用すること。
  - 三 前項の常設的な展示について、必要に応じて、計画的な展示の更新を行うこと。

(調査研究)

**第七条** 博物館は、博物館資料の収集、保管及び展示等の活動を効果的に行うため、単独で又は他の博物館、研究機関等と共同すること等により、基本的運営方針に基づき、博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究並びに博物館資料の保管及び展示等の方法に関する技術的研究その他の調査研究を行うよう努めるものとする。

(学習機会の提供等)

**第八条** 博物館は、利用者の学習活動又は調査研究に資するため、次に掲げる業務を実施するものとする。

- 一 博物館資料に関する各種の講演会、研究会、説明会等（児童又は生徒を対象として体験活動その他の学習活動を行わせる催しを含む。以下「講演会等」という。）の開催、館外巡回展示の実施等の方法により学習機会を提供すること。
- 二 学校教育及び社会教育における博物館資料の利用その他博物館の利用に関し、学校の教職員及び社会教育指導者に対して適切な利用方法に関する助言その他の協力をすること。
- 三 利用者からの求めに応じ、博物館資料に係る説明又は助言を行うこと。

(情報の提供等)

**第九条** 博物館は、当該博物館の利用の便宜若しくは利用機会の拡大又は第七条の調査研究の成果の普及を図るため、次に掲げる業務を実施するものとする。

- 一 実施する事業の内容又は博物館資料に関する案内書、パンフレット、目録、図録等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布すること。
  - 二 博物館資料に関する解説書、年報、調査研究の報告書等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布すること。
- 2 前項の業務を実施するに当たっては、インターネット等を積極的に活用するよう努めるものとする。

(利用者に対応したサービスの提供)

**第十条** 博物館は、事業を実施するに当たっては、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人その他特に配慮を必要とする者が当該事業を円滑に利用できるよう、介助を行う者の配置による支援、館内におけるベビーカーの貸与、外国語による解説資料等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとする。

- 2 博物館は、当該博物館の特性を踏まえつつ、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する青少年の关心と理解を深めるため、青少年向けの解説資料等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとする。

(学校、家庭及び地域社会との連携等)

**第十二条** 博物館は、事業を実施するに当たっては、学校、当該博物館と異なる種類の博物館資料を所蔵する博物館等の他の博物館、公民館、図書館等の社会教育施設その他これらに類する施設、社会教育関係団体、関係行政機関、社会教育に関する事業を行う法人、民間事業者等との緊密な

連携、協力に努めるものとする。

- 2 博物館は、その実施する事業において、利用者及び地域住民等の学習の成果に基づく知識及び技能を生かすことができるよう、これらの者に対し、展示資料の解説、講演会等に係る企画又は実施業務の補助、博物館資料の調査又は整理その他の活動の機会の提供に努めるものとする。

(開館日等)

- 第十二条** 博物館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、利用者の要望、地域の実情、博物館資料の特性、展示の更新に係る所要日数等を勘案し、日曜日その他の一般の休日における開館、夜間における開館その他の方法により、利用者の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

(職員)

- 第十三条** 博物館に、館長を置くとともに、基本的運営方針に基づき適切に事業を実施するために必要な数の学芸員を置くものとする。

- 2 博物館に、前項に規定する職員のほか、事務及び技能的業務に従事する職員を置くものとする。  
3 博物館は、基本的運営方針に基づきその事業を効率的かつ効果的に実施するため、博物館資料の収集、保管又は展示に係る業務、調査研究に係る業務、学習機会の提供に係る業務その他の業務を担当する各職員の専門的な能力が適切に培われ又は専門的な能力を有する職員が適切に各業務を担当する者として配置されるよう、各業務の分担の在り方、専任の職員の配置の在り方、効果的な複数の業務の兼務の在り方等について適宜、適切な見直しを行い、その運営体制の整備に努めるものとする。

(職員の研修)

- 第十四条** 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の博物館の館長、学芸員その他職員の能力及び資質の向上を図るために、研修の機会の充実に努めるものとする。

- 2 博物館は、その職員を、前項の規定に基づき都道府県教育委員会が主催する研修その他必要な研修に参加させるよう努めるものとする。

(施設及び設備)

- 第十五条** 博物館は、次の各号に掲げる施設及び設備その他の当該博物館の目的を達成するために必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

- 一 耐火、耐震、防虫害、防水、防塵、防音、温度及び湿度の調節、日光の遮断又は調節、通風の調節並びに汚損、破壊及び盜難の防止その他のその所蔵する博物館資料を適切に保管するために必要な施設及び設備
- 二 青少年向けの音声による解説を行うことができる機器、傾斜路、点字及び外国語による表示、授乳施設その他の青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人等の円滑な利用に資するために必要な施設及び設備
- 三 休憩施設その他の利用者が快適に観覧できるよう、利用環境を整備するために必要な施設及び設備

(危機管理等)

**第十六条** 博物館は、事故、災害その他非常の事態（動物の伝染性疾病の発生を含む。）による被害を防止するため、当該博物館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。

2 博物館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるとともに、事故や災害等が発生した場合等には、必要に応じて、入場制限、立入禁止等の措置をとるものとする。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

**博物館の原則  
博物館関係者の行動規範**

---

発行 平成24年7月  
編集 財団法人 日本博物館協会  
〒100-8925  
東京都千代田区霞が関3-3-1 尚友会館  
phone : 03-3591-7190  
印刷 タナカ印刷株式会社